

一人ひとり一つひとつを大切に。



三井住友海上

年金払積立傷害保険

長
い
安
心
、
大
き
な
満
足
。
ゆ
と
り
あ
る
老
後
の
た
め
に
。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、（社）日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。詳細については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

安全・確実にセカンドライフの資金づくりを力強くバックアップ!

セカンドライフの備えは、
早めの準備がポイント!

5つの魅力
その1

ケガによる死亡・重度後遺障害が補償され、安心です。

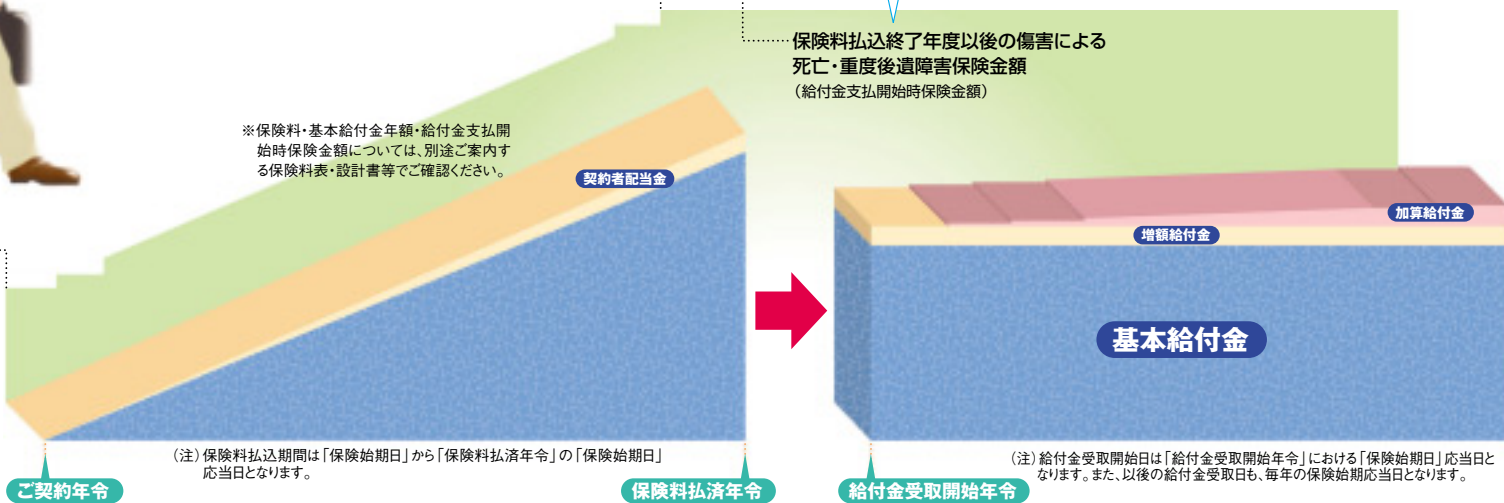
契約時から最終回の給付金受取日（保険始期当日）までの間に、被保険者（補償の対象となる方）が日本国内および海外で偶然な事故にあり、ケガによる死亡・重度後遺障害を被られたときに、保険金をお支払いいたします。
※保険金額は、保険料払込期間中毎年通増し、保険料払込期間の最終年度以後は一定の金額となります。
（将来の保険料を前納されたご契約についても、同様の取扱となりますのでご注意ください。）

5つの魅力
その5

契約者貸付で必要資金が用立てできて便利です。

契約者貸付とは、ご契約者の皆様に一定の限度額内でご融資する制度です。不意の出費にお役立てください。
※保険期間開始後2ヶ月間、給付金受取開始日前4ヶ月間および給付金受取期間中はご利用できません。

ご契約時の傷害による死亡・重度後遺障害保険金額
（給付金支払開始時保険金額×11*）
※保険料払込期間が10年以下の場合は
給付金支払開始時保険金額 ÷ 保険料払込期間（年数）となります。
（将来の保険料を前納されたご契約についても、同様の取扱となりますのでご注意ください。）



5つの魅力
その2

ご加入の際、医師の診査も健康状態の告知も不要です。

簡単な手続でご加入いただけます。

5つの魅力
その3

ご加入後、生活サポートサービスをご利用できます。

ご加入いただいたお客さまだけに無料のご相談サービスをご提供します。
※サービスメニューの例は2ページをご覧ください。

5つの魅力
その4

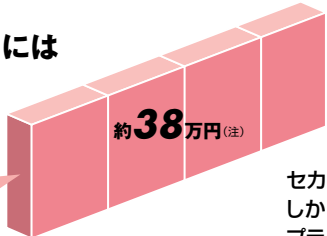
毎年受け取る基本給付金でゆとりのセカンドライフが実現できます。

基本給付金は、ご契約時に約定した金額を毎年お受け取りいただけますので、計画的にゆとりあるセカンドライフの準備をすることができます。
（※死亡・重度後遺障害保険金をお支払いし保険契約が終了した場合を除きます。）
<増額給付金・加算給付金（契約者配当金）について>
●お支払いいただいた保険料のうち、積立部分の保険料の運用益が、予定した利率に基づく運用益を超えた場合、その超過部分の運用益のうち所定の方法により計算された金額を、増額給付金・加算給付金として、基本給付金とともにお支払いします。詳細については、3ページをご覧ください。
●なお、契約者配当金は0の場合もありますので、あらかじめご了承ください。



ゆとりのセカンドライフには
いくら必要?

約38万円
ご夫婦のゆとりのセカンドライフに必要な金額（月額）



セカンドライフの基本は公的年金。しかし、ゆとりのセカンドライフにはプラスアルファが必要です。

（注）生命保険文化センター「生活保障に関する調査」平成16年

support

皆さまの健康で快適な生活を応援します 生活サポートサービス ご相談無料

- サービスメニューの例
- 健康・医療・介護
 - 健康・医療・おくり相談
 - 医療機関総合情報提供
 - 介護相談
 - 介護サービスに関する情報提供
 - 健康診断サポート
 - 各種人間ドック機関紹介（一部割引有）
 - ヘルスチェックサービス紹介（割引有）
 - 在宅血液検査等紹介
 - 暮らしの相談
 - 暮らしのトラブル相談
 - 暮らしの税務相談
 - 年金・資産運用相談
 - 情報提供・紹介サービス
 - 暮らしの情報提供
 - 育児相談（6歳以下）
 - 各種事業者紹介（一部割引有）
- サービスメニューの詳細については、「生活サポートサービス」のチラシをご覧ください。
●サービスのご利用時間・電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券同封の約款裏面の案内等をご覧ください。
●お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
●本サービスは、当社提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
●サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。予めご了承ください。

年金払積立傷害保険の保険金の種類と内容について

※印を付した用語については下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故によるケガ※のため事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	保険証券記載の保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のないときは被保険者の法定相続人)にお支払します。	●保険契約者や被保険者または保険金を受け取る方の故意によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●無資格運転、酒酔い運転または麻薬等を使用して運転している間のケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ●妊娠・出産・流産、外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」を治療する場合を除きます。) ●地震・噴火またはこれら原因とする津波によるケガ ●戦争・暴動等によるケガ ●核燃料物質等の放射性、爆発性等による事故または放射能汚染によるケガ ●頸(い)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状(症状が医師や観察者に明白にわかる状態のないもの) ●別記の「補償対象外となる運動」によるケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事するケガ ●自動車、オートバイ、モーターボート等によるレース中(練習中を含みます。)のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間のケガ ※細菌性食中毒は、補償の対象にはなりません。
重度後遺障害保険金	事故によるケガ※のため事故の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害※が生じた場合。事故の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社が事故の日からその日を含めて181日目における医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。)の診断に基づき重度後遺障害※と認定した場合。	保険証券記載の保険金額の全額をお支払します。	

※印の用語のご説明(詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。)

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。なお、細菌性食中毒は、ケガには含まれません。
「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体内に在る疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「重度後遺障害」とは、次のいずれかの状態をいいます。
 - 1.両眼が失明したとき
 - 2.咀嚼(そしゃく)または言語の機能を全く廃したとき
 - 3.神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき
 - 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するとき
 - 5.両上肢をひじ関節以上で失ったとき、または両上肢の用を全く廃したとき
 - 6.両下肢をひざ関節以上で失ったとき、または両下肢の用を全く廃したとき
 - 7.1上肢をひじ関節以上で失い、かつ1下肢をひざ関節以上で失ったか、またはその用を全く廃したとき
 - 8.1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢をひざ関節以上で失ったとき
 (注)5.~8.における「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。
- 補償対象外となる運動
山岳登山(ヒッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)をい、パラプレーンなどのパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動

- 補償対象外となる職業
オートスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
- 保険期間は保険料払込期間に据置期間、給付金支払開始時保険金額を足した年数から1年減じた年数となります。なお、最終回の給付金支払日(保険始期応当日)に保険期間は終了いたしますので、それ以後に被られたケガに対しては保険金をお支払しません。
- 死亡・重度後遺障害保険金額は次のとおりです。

第1保険年度	保険料払込期間が10年以下の契約 給付金支払開始時保険金額÷保険料払込期間(年数)
	保険料払込期間が11年以上の契約 給付金支払開始時保険金額÷11
第2保険年度から 保険料払込期間最終年度の 前保険年度まで	第1保険年度の 保険金額 + $\frac{給付金支払開始時保険金額 - 第1保険年度の保険金額}{(経過期間-1)}$
保険料払込期間最終年度以後	給付金支払開始時保険金額

(注1)「経過期間」とは、保険期間の初日から起算して保険金支払事由の生じた日までの期間(年単位)をいい、1年未満の端数は切り上げます。

(注2) 保険金額の計算の最終結果で、千円未満の端数が生じたときは、千円単位に切り上げます。

基本給付金・増額給付金・加算給付金・契約者配当金について

この保険では、保険料払込期間が満了し、保険料全額のお支払いが完了している場合は、保険契約が有効に存続している限り、給付金支払期間中に毎年次の給付金を合算してご契約者にお支払します。

基本給付金	ご契約時に約定した金額を基本給付金としてお支払します。 (定額払の場合) 第1回基本給付金額と同額を毎年基本給付金としてお支払します。 (定額増額払の場合) 初回は第1回基本給付金額をお支払いし、第2回以降は前回の基本給付金額に第1回基本給付金額の5%相当額を加算した額をお支払します。 なお、給付金支払開始日の前日までに自動振替貸付および契約者貸付の元利合計額が返済されなかった場合は、基本給付金額が減額されます。
増額給付金	お支払いいただいた保険料のうち、積立部分の保険料の給付金支払開始日までの運用益が予定した利率に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち所定の方法により計算された金額を、契約者配当金(増額給付金)として各回の基本給付金とともにお支払します。なお、契約者配当金は0の場合もありますので、あらかじめご了承ください。
加算給付金	お支払いいただいた保険料のうち、積立部分の保険料の給付金支払開始日以後の運用益が予定した利率に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち所定の方法により計算された金額を、契約者配当金(加算給付金)として各回の基本給付金、増額給付金とともにお支払します。なお、契約者配当金は0の場合もありますので、あらかじめご了承ください。

保険始期から給付金支払開始日までの期間が10年を超える契約については、10年経過以後給付金支払開始日までの間に契約が終了、失効または解除されても、お支払いいただいた保険料のうち、積立部分の保険料の運用益が、予定した利率に基づく運用益を超えた場合、10年ごとの期間に対する契約者配当金を所定の方法により計算してお支払します。なお、契約者配当金は0の場合もありますので、あらかじめご了承ください。

<ご契約の中途終了・失効の場合について>

- 死亡保険金または重度後遺障害保険金をお支払いした場合には、ご契約は終了(全損終了)し、給付金はお支払いできなくなります。
- 保険金をお支払いする事由以外の原因によって、被保険者が亡くなられた場合には、ご契約は失効し、給付金はお支払いできなくなります。
- 給付金支払開始後、全損終了の場合を除き、保険契約が解除または失効となった場合は、残りの給付金支払期間の給付金現価を一括してお支払します。

その他ご注意いただきたいこと

1. 保険金をお支払いする場合に該当したときの手続き

- (1) ただちに取扱代理店または当社にご連絡ください。
保険金支払事由に該当した場合には、ただちに取扱代理店または当社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金支払事由に該当した日から30日以内にご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、約款に定める書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。また当社は約款に定める書類以外の書類を求めることができます。
- (3) 保険金請求権については時効(2年)がありますのでご注意ください。

2. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険契約は、お申込みをいただいた日から8日以内であれば、お申込みの撤回ができる場合があります。詳細については、申込書の裏面またはご説明書類をご覧ください。

3. お客様の本人確認に関するお願い

平成15年1月から「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」により、200万円を超える大口現金取引などを行うにあたって、お客様の本人確認を行うことが義務化されました。保険料を現金・小切手でお支払いいただく際には、所定の公的証明書のご提示をお願いすることがありますので、ご了承ください。

4. 税法上の取扱い(平成19年7月現在)

- (1) 保険料(掛金)
平成18年度税制改正により、損害保険料控除は平成18年12月31日をもって廃止されました。
- (2) 給付金
給付金から一定の必要経費を差し引いた額が毎年の雑所得となり、他の所得と合算の上課税されます。

- また、課税対象額が25万円以上の場合、給付金支払時に課税対象額の10%(非居住者の場合は課税対象額にかかわらず20%)を源泉徴収いたします。
- 保険料負担者と給付金受取人が異なる場合、給付金支払開始時に給付金受給権が贈与されたことみなされ贈与税が課税されます。

(3) 解約返れい金

解約返れい金とお払込保険料総額の差額は一時所得となり、他の所得と合算の上課税されます。ただし保険始期後2年以内に残りの期間の保険料を前納した場合で、保険始期後5年以内に解約した場合は解約返れい金とお払込保険料総額との差額が20%源泉分離課税の対象となります。

(注) なお、上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

5. 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等のご契約者の保護について>(平成19年7月現在)

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・基本給付金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金・基本給付金・解約返れい金等は90%(下記①~③ご参照)まで補償されます。

- ①破綻後の予定利率見直し等により、当初定められていた金額の90%を下回る場合があります。
- ②主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%より補償割合が引き下がる場合があります。
- ③破綻時以降の一定期間内にこの契約を解約される場合、解約返れい金が削減され、90%より補償割合が引き下がる場合があります。

ご契約にあたってのご注意

★このパンフレットは年金払積立傷害保険のあらましです。詳細は普通保険約款・特約条項でご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ご契約時にご注意いただきたいこと

1.告知義務-申込書の記入上の注意事項

- (1)ご契約者および被保険者には、ご契約時に当社に重要な事項を申し出いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります。申込書の記入事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除され、保険金をお支払いできないことがあります。特に被保険者の「生年月日」、「ご職業」など申込書の※印がついている項目については十分ご注意ください。
- (2)被保険者が以下の項目に該当する場合には、申込書の「他の保険契約」欄、「保険金請求歴」欄にその内容を必ずご記入ください。
 - ・同種の危険を補償する他の保険契約(積立保険を含む、傷害保険・傷害疾病保険・所得補償保険 など)をご契約されている場合
 - ・同種の危険を補償する他の保険契約で、過去3年以内に5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合
- (3)死亡保険金は原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合には、必ず被保険者の同意を確認するための署名・捺印などが必要となります。同意のないままにご契約をされた場合には保険契約が無効となります。

2.補償の開始時期

始期日の午後4時(申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、特定の特約条項(初回保険料の口座振替に関する特約条項など)をセットした場合を除いて、ご契約と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。

3.保険料領収証および保険証券について

保険料をお支払いいただきますと、団体扱・集団扱契約の場合などを除き、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。また、ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。なお、初回保険料を口座振替でお支払いいただく場合の保険証券のお届けは、初回保険料の口座振替の完了を確認した後となります。

4.団体扱・集団扱でご契約いただける場合について

- (1)団体扱特約をセットしてご契約いただけるのは、「ご契約者」「被保険者」が、それぞれ次に該当する場合のみとなります。

	団体扱特約をセットしてご契約いただける場合	団体扱特約をセットしてご契約いただけない場合
ご契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方、または団体を退職された方※ ※団体を退職された方については、退職者団体扱制度が導入されている場合に限りです。	●団体に勤務されている方のご家族 ●団体から給与の支払いを受けていない方(他団体からの出向者など) ●団体に勤務していない方(取引業者、下請業者など) ●団体に引き続き雇用される期間が1年未満の方(アルバイト・臨時雇の方など)など
被保険者	①ご契約者 ②ご契約者の配偶者 ③「ご契約者または配偶者」の同居の親族 ④「ご契約者または配偶者」の別居の扶養親族	「ご契約者」「ご契約者の配偶者」いずれとも別居の ●結婚しているお子さま ●就職しているお子さま ●扶養していないご父母 など

(注) 保険期間の途中で、ご契約者が「団体扱特約をセットしてご契約いただける場合」に合致しなくなった場合には、保険料および払込方法を変更させていただきます。その際には保険年度内未払込保険料を一括でお払い込みいただき、翌保険年度から払込方法が変更となりますので取扱代理店または当社にご連絡ください。

- (2) 集団扱特約については、集団の種類によってお取扱いが異なります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

5.銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関を取扱代理店として、ご契約される場合のご注意

- (1)この保険契約のお申込の有無は、保険加入以外の金融機関のお取引には影響ございません。
- (2)この保険契約は、預金ではありません。また、預金保険機構の対象でもありませんのでご注意ください。
- (3)お客さまから当社または取扱代理店に振り込んでいただきました保険料につきましては、保険料領収証の発行を省略させていただきます。別途保険料領収証が必要な場合には取扱代理店または当社までご連絡ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1.通知義務等

- (1)ご契約内容が変更となる場合には、事前に取扱代理店または当社へご通知ください。特に次に掲げる変更についてご通知がない場合、変更後に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いできないことや契約が解除されることがありますのでご注意ください。
 - ・同種の危険を補償する他の保険契約(積立保険を含む、傷害保険・傷害疾病保険・所得補償保険 など)をご契約する場合
 - ・当該団体から脱退(ご退職など)する場合(保険料の払込方法が団体扱または集団扱の場合のみ)なお、上記の他、ご契約者の住所などを変更する場合も、ご通知いただく必要があります。ご通知いただかないと、重要なお知らせや案内ができないこととなります。
- (2)保険料・基本給付金額の変更を伴うご契約内容の変更(保険料の払込方法の変更を除きます。)は、保険始期より2年経過しないとできませんのでご注意ください。また変更の内容に一部制限がございますので、あらかじめご了承ください。

なお、保険料払込期間および据置期間の変更については下表の範囲とさせていただきます。(保険料払込期間+据置期間を9年以下でご契約されている場合、10年以上に変更することはできません。また、保険料払込期間+据置期間を10年以上でご契約されている場合、9年以下に変更することはできません。)

	保険料払込期間+据置期間	
ご契約締結時の条件	6年~9年	10年以上
変更後の条件	6年~9年	10年以上

- (3)将来の保険料を前納することについてはお引き受けを制限させていただきます。

2.保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1)保険料を分割してお支払いいただく場合、第2回目以降の分割保険料は、払込期日までにお支払いください。払込猶予期間(払込期日の属する月の翌月末日)までに分割保険料の入金がない場合には、その払込期日後に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除させていただくことがあります。なお、払込猶予期間までに分割保険料の入金がない場合には、払込済保険料の一定の範囲内で自動的にお立替えをします。また、お立替えをした場合には、お立替金額に対して利息をいただきます。お立替えの限度額を超えた場合にはご契約は失効しますのでご注意ください。
- (2)分割払の場合で、保険金支払事由が発生したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。
- (3)初回保険料を口座振替でお支払いいただく場合、保険料は保険期間の開始する月の前月(月末を保険期間の開始する日とする場合には、保険期間の開始する月)に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、保険金をお支払いしないことがあります。
- (4)月払契約の最終回保険料、団体扱契約または集団扱契約の集金停止後の残りの保険料は、第1回基本給付金から差し引き、お払込みに充当させていただきますのでご了承ください。ただし、据置期間があるご契約の場合はこの限りではありません。
- (5)団体扱契約・集団扱契約については、脱退(ご退職など)されたり、定数割れ(団体扱・集団扱全体で当社ご契約者数が10名未満となること)となった場合には、保険料および払込方法を変更させていただきます。その際には保険年度内未払込保険料をご一括でお払い込みいただき、翌保険年度から払込方法が変更となります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

3.その他ご契約後にご注意いただきたいこと

お届けする保険証券は内容をご確認の上、大切に保管ください。

契約概要のご説明（年金払積立傷害保険）

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願い申し上げます。
- ご契約者と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約の内容は、年金払積立傷害保険普通保険約款およびセットされる特約条項によって定まります。詳細は年金払積立傷害保険普通保険約款・特約条項でご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただいで有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険（年金払積立傷害保険）は、被保険者が偶然な事故によりケガをされ、死亡されたり重度後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。「病気」は保険金お支払いの対象とはなりません。また、保険料払込期間が満了し、保険料全額のお支払いが完了している場合は、保険契約が有効に存続している限り、所定の給付金を給付金受取人（原則としてご契約者が給付金受取人となります。）にお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	保険期間の開始時点における年齢が満16才以上満71才未満かつ保険期間満期時に満81才未満の方に限ります。
被保険者の範囲	申込書の「被保険者」欄に記載の方

(2) 補償内容

保険金をお支払いする主な場合（主な支払事由）と保険金のお支払い額および保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）については、3ページをご覧ください。詳細は普通保険約款・特約条項でご確認ください。なお、免責事由の詳細は普通保険約款・特約条項の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(3) 保険期間

この保険の保険期間は、10年から64年の整数年です。なお、実際にご契約いただくお客様の保険期間につきましては、申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

(4) 引受条件

ご契約いただく保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引き受けできない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご通知おきください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。なお、実際にご契約いただくお客様の保険金額につきましては、申込書の「保険金額」欄にてご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・第1回基本給付金額・保険期間・給付金支払期間などにより決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。なお、実際にご契約いただくお客様の保険料は申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法

(1) 保険料払込方法

保険料の払込方法は、複数の回数に分けて払い込む分割払となり、払込回

数および払込方式により、保険料が割増となります。また、分割払においてまだ払込期間の到来していないすべての将来の保険料を一括して前納保険料（全期前納払）としてお支払いいただく方法もありますが、お取扱いには一定の条件があります。上記以外に、ご契約者の勤務または所属する団体等を通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、一定の条件があります。また、払込方式につきましては、口座振替方式、当社の指定するクレジットカードによる方式（全期前納払を除きます。）などがあります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(2) 保険料払込期間

保険料払込期間^{*1}は、6年以上54年以下の整数年で設定していただくことができます。ただし、保険料払込年令^{*2}は満22才以上満76才以下となります。なお、保険料払込期間と据置期間^{*3}の合計は6年以上54年以下の整数年となります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。
※1 保険料払込期間は、(保険料払込年令^{*2} - 契約年令) となります。
※2 保険料払込年令とは、保険料の払込みを行う最後の保険年度の翌保険年度の初日における被保険者の満年令をいいます。
※3 据置期間は、10年以内の整数年で設定していただくことができます。

4. 基本給付金・増額給付金・加算給付金・契約者配当金

詳しくは3ページをご覧ください。

5. 解約・失効返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社までご連絡ください。解約の条件によっては、当社の定めるところにより解約返れい金のお支払い（保険料の返還）、または未払保険料を請求させていただくことがあります。（給付金はお支払いしません。）解約返れい金があっても多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、解約は慎重にご検討ください。また、失効の場合は、当社の定めるところにより算出した失効返れい金をお支払いできることがあります。特に経過期間が短い場合には、返れい金がお払込保険料総額を大きく下回る場合がありますので、ご注意ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

当社へのご相談・苦情・お問い合わせは

三井住友海上
お客さまデスク

0120-632277 (無料)

平日 9:15~20:00 土日祝日 9:15~17:00
(年末・年始は休業させていただきます。)

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

(社)日本損害保険協会の
「そんがいほけん相談室」

保険会社との間で問題を解決できない場合には、こちらにご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

0120-107808 (無料)

携帯電話・PHSからは
03-3255-1306(有料)をご利用ください。
平日 9:00~18:00
(土日・祝日はお休みとさせていただきます。)

万一、事故にあわれたら

24時間365日
事故受付サービス

事故にあわれた場合は、取扱代理店または事故受付専用ダイヤルまでご連絡ください。

0120-258189 (無料)


事故はいち早く

当社について、もっとお知りになりたい時は！

三井住友海上のホームページ

<http://www.ms-ins.com>

※ご契約者さま向けサービス  カスタマーセンターもこちらから

 三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

〒104-8252 東京都中央区新川12-27-2
お客さまデスク 0120-632277(無料)
受付時間：平日 9:15~20:00 土日・祝日 9:15~17:00 (年末・年始は休業)